

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ①

令和2年6月4日現在

休業補償等

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 子どもの世話 で仕事ができなくなった	国 学校等休業助成金【フリーランス向け】	◆助成額：臨時休校等により就業できなかった日1日につき4,100円	学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999
☞ 従業員が子どもの世話 をしなければならない	国 学校等休業助成金【休暇取得支援】	◆助成額：労働者1人1日につき8,330円上限 ◆助成率：10/10	
☞ 従業員を一時的に休業 させたい	国 雇用調整助成金【コロナ特例】	◆助成額：労働者1人1日につき8,330円上限 ◆助成率：(解雇を行わない場合)大企業4/5、中小企業10/10 ① 国 が 9/10を補助 ② 県・市 が 1/10を補助	①ハロワーク新居浜 0897-34-7100
	県 緊急地域雇用維持助成金		②・愛媛県経済労働部産業人材室 089-912-2505 ・新居浜市緊急経済対策室 経済対策グループ 0897-65-1584
	市 雇用調整助成金申請等手数料補助金		◆対象経費 助成金申請に必要な書類を作成するため社会保険労務士に支払う手数料 ◆補助額等 補助対象の10/10以内で上限20万円

融資

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 売上が前年同月比 15%以上減少 している	国 危機関連保証【民間系・信用保証付融資】	◆保証：借入債務の100%（一般枠と別で最大2.8億円） ※セーフティネット保証4号・5号との併用可	愛媛県信用保証協会新居浜支所 0897-33-8282
☞ 売上が前年同月比 20%以上減少 している	国 セーフティネット保証4号（突発災害） 【民間系・信用保証付融資】	◆保証：借入債務の100%（一般枠と別で最大2.8億円）	
☞ 売上が前年同月比 5%以上減少 している	国 セーフティネット保証5号（指定業種の業況悪化） 【民間系・信用保証付融資】	◆保証：借入債務の80%（一般枠と別で最大2.8億円）	日本政策金融公庫・新居浜支店 0897-33-9101
☞ 売上が前年又は前々年同月比 5%以上減少 している	国 新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	◆貸付額：別枠3億円以内（中小企業）、別枠6,000万円以内（国民事業） ◆返済据置：5年以内 ◆償還期間：20年以内（設備投資）/15年以内（運転資金）	
	国 新型コロナウイルス特別貸付 （生活衛生事業者向け）【政府系・無利子無担保融資】	◆貸付額：別枠6,000万円以内 ◆返済据置：5年以内 ◆償還期間：20年以内（設備投資）/15年以内（運転資金）	
	国 衛生環境激変対策特別貸付 ※10%以上減少 （旅館・飲食店・喫茶店向け）【政府系・融資】	◆貸付額：別枠1,000万円以内（旅館業は別枠3,000万円以内） ◆基準金利 1.91% ◆返済据置：5年以内 ◆償還期間：7年以内	
	国 商工中金・危機対応融資 【政府系・無利子無担保融資】	◆貸付額：3億円以内 ◆返済据置：5年以内 ◆償還期間：20年以内（設備投資）/15年以内（運転資金）	
	国 新型コロナウイルス対策マル経融資 【政府系・無利子無担保融資】	◆貸付額：別枠1,000万円以内 ◆返済据置：4年以内（設備資金）/3年以内（運転資金） ◆償還期間：10年以内（設備投資）/7年以内（運転資金）	日本政策金融公庫・新居浜支店 0897-33-9101
☞ 売上が前年同月比 5%以上減少 している	県 市 新型コロナウイルス感染症対策資金 （危機関連保証、セーフティネット保証4,5号利用者）	◆貸付額：5,000万円以内（運転資金） ◆償還期間：7年以内（うち据置期間1年以内） ◆融資利率：0%（県・市が利子分を負担） ◆保証料率 0%（県が全額負担） ※ ①全国統一枠、②愛媛県独自枠があり、取り扱い金融機関等が異なります。 詳細については相談窓口までお問い合わせください。	・愛媛県経済労働部産業支援局 経営支援課 089-912-2481 ・新居浜市経済部産業振興課 0897-65-1260
☞ 売上（直近3カ月平均）が前年比 3%以上減少 している	市 新居浜市中小企業緊急経営資金	◆貸付額：1,000万円以内（運転資金） ◆償還期間：6年以内（うち据置期間1年以内） ◆融資利率：年0.61% ◆保証料率 0.45~1.66%	新居浜商工会議所 0897-33-5581
☞ 業況が悪化し、事業継続資金が必要	市 新型コロナウイルス感染症対策小口資金 【東予信用金庫・無利子無担保融資】	◆貸付額：I型50万円、II型100万円（事業継続資金） ◆償還期間：5年以内（うち元金据置1年） ◆融資利率：0%（金利負担なし・新居浜市が全額補助） ※予算枠に達したため、受付を終了しました。	東予信用金庫本店営業部 他 泉州、川東、中秋、新居浜駅前支店

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ②

令和2年6月4日現在

給付・補助

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 売上が前年同月比 50%以上減少 している (令和2年1月～12月のいずれかの月) 国	持続化給付金	◆給付額：200万円以内(法人)、100万円以内(個人事業者) ※ただし売上減少分を超えない範囲。	・持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 ・サポート会場 新居浜商工会議所 0570-077-866
☞ 3密の回避に取り組む飲食店等 ☞ 移動販売等新ビジネスを展開する事業者 県	えひめ版協力金	◆対象者：①飲食店、地元スーパー、小売店(全国チェーン除く) ②宿泊施設 ③商店街 ④新ビジネスを展開する事業所 ◆対象事業：3密回避のための取組、テレワークの推進を支援する取組、医療用マスク等の試作品製作 など ◆協力金：①② 3～20万円(限度額) ③ 10万円(限度額) ④ 100万円(限度額)	コールセンター 089-909-3842
☞ 売上が前年同月比 50%以上減少 している 市	①宿泊業者支援事業補助金 ②飲食業者支援事業補助金	◆補助額：① 100万円(収容人数100人以上の施設)、50万円(収容人数100人未満の施設) ※ 対象要件を緩和(減少率70%以上→50%以上) ② 1事業者当たり10万円 ※ 6月15日～ 対象要件を緩和(減少率70%以上→50%以上)し、 「市内中小企業者等応援給付金」に統合	新居浜市 緊急経済対策室 経済対策グループ 0897-65-1584
6/1 New! 市	タクシー事業者支援事業	◆対象事業：①タクシー事業者に対する支援金(1台あたり5万円) ②デリバリーサービスに取り組む場合のシステム導入支援・配送費の補助(9月末まで)	
6/1 New! 市	市内中小企業者等応援給付金 (6月15日～申請受付開始)	◆対象者：市内事業者(宿泊・タクシー事業者を除く中小企業等 ※農林漁業を含む。) ◆給付額：1事業者あたり10万円	
☞ テイクアウト・デリバリーを開始する 市	飲食業者支援事業補助金 (テイクアウト・デリバリーを開始した飲食店向け)	◆補助額：20万円以内(対象経費の10/10) ◆対象経費：①専用容器の購入費用 ②宣伝広告費	
☞ 感染症予防対策に取り組む 地元商店 6/1 New! 市	地元商店等応援ポイント事業 (事業実施期間 7月～8月)	◆対象者：テイクアウトデリバリーに取り組む等の感染症予防対策を宣言した商店等 ◆支援事業：商店等の利用促進のため、買い物客に対し、利用額に応じた地域ポイント(利用額の30%相当のあかがねポイント)を付与する事業を実施	
☞ テレワークに取り組みたい 6/1 New! 市	テレワーク推進支援事業	◆対象者：新たにテレワーク等に取り組む市内事業所 ◆補助額：200万円(上限) ◆対象経費：テレワーク等の環境整備にかかる経費	

水道料金

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 減収 などで事業が継続できない 市	水道料金・下水道使用料の支払猶予	◆猶予措置：4月分、5月分の支払期限日をそれぞれ2か月猶予	新居浜市上下水道局 お客様センター 0897-65-1331

税制上の措置

こんなときには(対象者)	措置	主な概要	相談窓口
☞ 売上等が前年同月比 20%以上減少 している ☞ 一時に納税することが困難 である ※ 20%未満でも換価猶予制度(従来型)を受けられる場合があります。 国 県 市	(猶予) 徴収猶予制度(特例)	◆令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する 国税、県税、市税が対象 ◆無担保かつ延滞金なしで最大1年間、納付が猶予	・高松国税局猶予相談センター 087-806-0040 ・愛媛県東予地方局税務管理課 0897-56-1300(代表) ・新居浜市総務部収税課 0897-65-1226
☞ 期限までに申告・納付、各種申請、届出が困難 である 国 県 市	(期限延長) 個別の申告期限延長	◆法人税、消費税、源泉所得税、法人県民税、法人市民税等が対象 ◆申告書を作成・提出することが可能となった時点で申告等を行ってください ◆手続：申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。	・新居浜税務署 0897-33-4145 ・愛媛県東予地方局課税課 0897-56-1300(代表) ・新居浜市総務部市民税課 0897-65-1224
☞ 厳しい経営環境にある 中小事業者等 市	(軽減) 令和3年度課税における 償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税	◆令和2年2～10月までの任意の3カ月間の売上高が 前年の同期間と比べて、 ・30%以上50%未満減少した場合： 2分の1 ・50%以上 減少した場合： 全額	・新居浜市総務部資産税課 0897-65-1225

休業補償

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 子どもの世話 で仕事ができなくなった	国 助成 学校等休業助成金 (フリーランス向け)	◆助成額：臨時休校等により就業できなかった日 1日につき4,100円	学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999

生活支援

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 休業・減収 などで緊急に生活費が必要	国 貸付 緊急小口資金	◆貸付上限：10万円 (特例の場合は20万円) ◆返済据置：1年以内、償還期間2年以内 ※無利子	新居浜市社会福祉協議会 0897-47-4976
☞ 失業・減収 などで生活の維持ができない	国 貸付 総合支援資金	◆貸付上限：複数月20万円、単身月15万円 ◆貸付期間：原則3カ月以内 ◆返済据置：1年以内 ◆償還期間：10年以内 ※無利子	四国労働金庫新居浜支店 0897-33-3360
	市 猶予 水道料金・下水道使用料の支払猶予	◆猶予措置：4月分、5月分の支払期限日をそれぞれ2か月猶予	新居浜市上下水道局 お客様センター 0897-65-1331
☞ 離職・減収 で住宅を失った又は失うかもしれない	国 給付 住居確保給付金	◆給付額：32,000円～50,000円 ※世帯人数や月収により異なる	新居浜市福祉部生活福祉課 0897-65-1240
	市 無償貸出 市営住宅等の無償貸出	◆対象者：会社を解雇等され、社宅や寮から退去を求められている人 (新居浜市民) ◆団地・戸数：旧雇用促進住宅 (松原町)・7戸 ◆家賃：無償 ◆提供期間：6カ月間	新居浜市建設部建築住宅課 0897-65-1277
☞ すべての国民を支援	国 給付 特別定額給付金	◆給付額：全国すべての国民1人につき一律10万円	新居浜市緊急経済対策室定額給付金グループ 0897-65-1522
☞ 子育て世帯を支援	国 給付 子育て世帯臨時特別給付金 (児童手当受給者への支給) ※申請不要	◆給付額：児童1人につき1万円 ◆給付方法：児童手当振込口座への振込 (6/18予定)	新居浜市福祉部子育て支援課 0897-65-1242
	市 給付 子育て応援券給付事業 (7月下旬～受付開始予定)	◆給付額：5万円分の応援券 (紙おむつ、おしりふき、ミルク等の育児用品購入が可能) ◆対象者：国の「特別定額給付金」の対象とならない令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した子どものいる世帯	
	市 環境整備 オンライン学習支援 (サービス開始時期未定)	◆対象者：小・中学生のいる世帯 ◆事業内容：各教科の学習用動画を制作し、ケーブルテレビやインターネットを通じて配信ができる環境を整備	新居浜市教育委員会学校教育課 0897-65-1301

税制上の措置

こんなときには (対象者)	措置	主な概要	相談窓口
☞ 給与等が前年同月比 20%以上減少 している	国 県 市 猶予 徴収猶予制度 (特例)	◆令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税、県税、市税が対象 ◆無担保かつ延滞金なしで最大1年間、納付が猶予	・高松国税局猶予相談センター 087-806-0040 ・愛媛県東予地方局税務管理課 0897-56-1300 (代表) ・新居浜市総務部収税課 0897-65-1226
☞ 一時に納税することが困難である ※ 20%未満でも換価猶予制度 (従来型) を受けられる場合があります。			
☞ 期限までに申告・納付、各種申請、届出が困難である	国 県 市 期限延長 個別の申告期限延長	◆申告所得税、贈与税、消費税、相続税、個人県民税、個人事業税、個人市民税が対象 ◆申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告等を行ってください ◆手続：申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。	・新居浜税務署 0897-33-4145 ・愛媛県東予地方局課税課 0897-56-1300 (代表) ・新居浜市総務部市民税課 0897-65-1224